

町議会用語集

美瑛町議会は、町民にわかりやすい議会運営を目指しています。本会議場でよく使われる議会用語をまとめましたので、本会議傍聴の参考にしてください。

あ行	
委員会 (いいんかい)	<p>議案その他の議決事項は本会議で決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的、能率的に審査します。</p> <p>委員会には、本会議から付託された議案や請願を審査する常任委員会（総務文教・産業経済）と、議会の円滑な運営を図るための議会運営委員会が設置されています。また、必要に応じて設置される特別委員会（議会報、予算、決算）もあります。</p>
委員会付託 (いいんかいふたく)	<p>議案の審査を詳細かつ効率的に行うため、各常任委員会に議案等の審査を任せることです。</p>
委員長報告 (いいんちょうほうこく)	<p>本会議での採決の前に、付託された案件に対する委員会での審査内容及び結果を、委員長が報告します。その後、委員長報告に対する質疑、討論、付託議案の採決へと進みます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査案件に関する委員長報告は、次の定例会（又は臨時会）に行います。</p>
意見書 (いけんしょ)	<p>町政を進めていくうえで、町単独では解決が難しい問題があります。このようなときに、町議会から意見書を国会や関係行政庁へ提出し問題の解決を働きかけます。</p> <p>意見書は議員の発議によるものとしています。</p>
一部事務組合議会の議員 (いちぶじむくみあいのぎいん)	<p>行政の効率化を図るため、消防、清掃、葬斎事業など特定の事務を東川町、東神楽町と共同処理しています。一部事務組合は特別地方公共団体として議会が置かれ、美瑛町議会から3人の議員を選挙しています。</p> <p>一部事務組合には、大雪消防組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合があります。</p>
一問一答 (いちもんいつとう)	<p>質問し、これに対する答弁を行い、第2問、第3問と順次同じように質問と答弁を繰り返す方法です。</p> <p>美瑛町議会は、議員は質問事項を一括して質し、執行者は一括して答弁を行い、再質問から一問一答の取り扱いとしています。</p>
一事不再議 (いちじふさいぎ)	<p>本会議で一度議決された議案は、同一会期中は再び議案とすることはできないという原則です。</p> <p>ただし、次の議会で再提出することは可能です。</p>

一般質問 (いっばんしつもん)	美瑛町の行政事務一般について、執行者に質問することです。 美瑛町議会では、通常定例会本会議初日に一般質問が行われます。 ただし、3月定例会では執行方針の説明の後に行われます。
延会 (えんかい)	議事日程に記載した事件が終了せず、他日に延ばしてその日の会議を閉じることです。
演壇 (えんだん)	議員及び執行部が提案理由の説明や答弁を行う場所です。 美瑛町議会は、議長席の前と議員発言用と二つの演壇を設けています。 これを対面演壇方式といいます。
か行	
開会 (かいかい)	議会を開くことです。 本会議初日に議長が宣言し、議会が始まります。
会期 (かいき)	議会が活動できる期間（開会から閉会まで）です。本会議初日に会期の決定を行います。会期は本日から〇月〇日までの〇日間という定め方をします。
開議 (かいぎ)	議長が宣言することで、その日の本会議を開くことです。
会議時間の延長 (かいぎじかんのえんちょう)	一日の会議時間は午前9時から午後5時15分までと会議規則に定められています。午後5時15分近くになっても審議が終わらない場合、議長が会議時間の延長を宣告します。宣告により、その日の午後12時まで会議を延長できます。
会議録 (かいぎろく)	本会議の記録です。
会議録署名議員 (かいぎろくしょめいぎいん)	会議録に署名する議員を議長が本会議で指名します。 地方自治法で2名以上の議員を指名することになっています。
監査委員 (かんさいいん)	地方自治体の財政や事業に対して監査を行う機関です。 美瑛町の監査委員は2名であり、そのうち1名は議員から選出されます。
可決・否決 (かけつ・ひけつ)	議案に対して賛成の場合は可決、反対の場合は否決という意味の議決です。
議案 (ぎあん)	町長や議員が議会に提案する案件で議決の対象となるものです。 予算、決算、条例改正、意見書、決議、人事案件などがあります。 地方自治法ではこれらを（議決）事件といいます。
議員提案 (ぎいんていあん)	議案は、通常町長から提案されますが、議員もしくは委員会からも提案することができます。

議員派遣 (ぎいんはけん)	調査、研究のため必要があるときは、議会の議決（派遣の目的、派遣先、派遣期間、派遣議員）により議員を派遣しています。議会の閉会中で議会の議決が得られない場合は、議長が決定し次の議会で報告します。
議会運営委員会 (ぎかいうんえいいいんかい)	議会運営および議長の諮問について協議する委員会です。美瑛町議会では5名の委員で構成され、この他に議長、副議長が出席します。
議席 (ぎせき)	本会議で議員が着席する場所です。議席には、1番から14番までの議席番号と氏名標が置かれています。
議事日程 (ぎじについでい)	本会議の一日の予定表です。議事日程に記載する事項は、会議の日時、会議に付する事件及びその順序が記載されます。議員、執行部、傍聴者にもその日の議事日程が配布されます。
議場 (ぎじょう)	本会議が開かれる場所です。美瑛町議会は庁舎4階にあります。議場には傍聴者用の席が用意されていますので、受付を済ませばどなたでも傍聴できます。
議長・副議長 (ぎちょう・ふくぎちょう)	議会を代表するのが議長です。議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。副議長は議長が欠けたとき、不在のときに代わりを務めます。
休会 (きゅうかい)	会期中において議案調査や事務整理のため、議会が開かれないことです。町の休日も休会となります。
挙手採決 (きょしゅさいけつ)	議案に対して議員が賛否の意思表示を挙手により行う方法です。その他、正確を期すため投票による採決もあります。
緊急質問 (きんきゅうしつもん)	一般質問は、定例会に限り行われるものですが、緊急質問は定例会でも臨時会でも、質問が緊急を要すると議会が同意したときに行うことができます。
継続審査 (けいぞくしんさ)	委員会に付託された議案について、定例会中に審査が終了せず、なお引き続き検討が必要な場合に閉会中（議会終了後）に審査を行うことができます。本会議での議決を必要とします。
広域連合議会の議員 (こういきれんごうぎかいのぎいん)	行政の効率化を図るため、国民健康保険、介護保険などの事務を東川町、東神楽町と共同運営しています。広域連合は特別地方公共団体として議会が置かれ、美瑛町議会から3人の議員を選挙しています。
さ行	
採決 (さいけつ)	議長が議員に議案の賛否の意思表示を求めることです。なお、採決に至らなかった議案は、継続審査の議決をしない限り、審議未了、廃案となります。

採択・不採択 (さいたく・ふさいたく)	委員会に付託された請願（陳情）について、採択の場合は賛成、不採択の場合は反対という意味の議決です。
散会 (さんかい)	一日の議事日程に記載した事件が終了し、その日の会議を閉じることです。
質疑 (しつぎ)	町長や議員から提案された議案に関し、討論、採決の前に、賛否又は修正等の態度決定が可能になるよう、不明確な点を提出者に問い質すことです。 質疑は、会議規則で自己の意見を述べることはできないとされています。
執行機関、執行者 (しっこうきかん、しっこうしゃ)	町長、行政委員会（教育委員会、農業委員会など）、行政委員（監査委員）など、行政の仕事を行う機関のことです。
質問席 (しつもんせき)	一般質問は質問席（議員発言用演壇）から執行部に対面する形で行っています。ただし、答弁に対する再質問からは自席で行います。
指名推薦 (しめいすいせん)	議会における選挙は、通常投票により行われますが、議員の中に異議がなければ指名された人を当選人とする方法です。
紹介議員 (しょうかいぎいん)	請願を議会に提出するために必要な1人以上の議員です。 紹介議員は請願の内容に賛同する者で委員会付託後、委員会で説明を求められることもあります。
招集 (しょうしゅう)	議会を開くために議員に日時、場所を指定して集合することを求めることです。原則、開会の3日前までに招集告示をすることになっています。 本会議は町長が招集しますが、委員会は委員長が招集します。
承認・不承認 (しょうにん・ふしょうにん)	専決処分など町長の権限で決定された事項に対し、承認の場合は賛成、不承認の場合は反対とする意味の議決です。
上程 (じょうてい)	事件を議事日程の中に組み入れて議題とすることです。
常任委員会 (じょうにんいんかい)	本会議で付託された議案について詳細に審査を行うのが委員会です。所管ごとに担当する委員会が定められ、美瑛町議会には2つの委員会（総務文教・産業経済）があります。
所管事務調査 (しょかんじむちょうさ)	常任委員会（総務文教・産業経済）及び議会運営委員会で所管している事項について、議会の議決により必要な調査を閉会中に行うことができます。

除斥 (じょせき)	議案審査を行うとき、議案の内容と利害関係のある議員があるときは、公正を保つため該当する議員を審議が終了するまで、議場から退席させることです。 議会選出の監査委員などの選挙が該当します。
審議 (しんぎ)	本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決をするといった一連の過程のことを審議といいます。
審査 (しんさ)	委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。
審議未了 (しんぎみりょう)	議案について結論（可決・否決等）が出ないまま定例会が終了することで、提案された議案が消滅することです。
請願 (せいがん)	意見や要望を行政に反映させるため、その内容を議会に対し文書で提出することです。請願には1人以上の紹介議員が必要です。 請願は所管する委員会で審査を行い、本会議で採決されます。
専決処分 (せんけつしよぶん)	議会を招集する時間的余裕がないとき、町長が議会に代わって議案を決定することです。専決された議案は次の議会に上程され承認するかどうか審議を行います。
た行	
陳情 (ちんじょう)	請願と同様の文書ですが、紹介議員の必要がありません。請願と同じ扱いを行います。必ずしも全ての陳情が委員会で審査されるとは限りません。
通告 (つうこく)	本会議で発言しようとする議員が、あらかじめ議長に対して質問（一般質問等）する事項を明らかにする文書のことです。 ただし、議事進行に関する発言や、緊急を要する場合などは通告書を提出しなくても議長の許可を得てから発言することができます。
定足数 (ていそくすう)	会議を開く時に最低限必要な人数のことです。 地方自治法の規定により議員定数（14人）の過半数（7人以上）の出席が必要です。
定例会 (ていれいかい)	定期的に開催される議会で年4回開くことが条例で定められています。 美瑛町議会では3月、6月、9月、12月に招集されます。
同意・不同意 (どうい・ふどうい)	人事案件の議案に対して同意の場合は賛成、不同意の場合は反対するという意味の議決です。
動議 (どうぎ)	主に会議の進行又は手続きに関し、議員から議会に対してなされる提議のことをいいます。

<p>討論 (とうろん)</p>	<p>議案に対して賛成または反対の意見を表明し、賛否を表明していない議員を自分の意見に同調させることです。</p> <p>討論を行う場合、討論交互の原則により議長は、反対者、賛成者を交互に発言させます。</p>
<p>特別委員会 (とくべついいんかい)</p>	<p>議会の議決により特別に設置される委員会です。委員会設置の目的が完了したときは消滅します。</p> <p>美瑛町議会では議会報特別委員会、9月定例会で設置される決算審査特別委員会、3月定例会で設置される予算審査特別委員会があります。</p>
<p>な行</p>	
<p>認定・不認定 (にんてい・ふにんてい)</p>	<p>決算特別委員会に付託された決算に対して認定の場合は賛成、不認定の場合は反対するという意味の議決です。</p>
<p>は行</p>	
<p>発言の取消し、訂正 (はつげんのとりけし・ていせい)</p>	<p>取消しとは、不適当な発言を議事録から削除することで、訂正とは、単純な間違い発言を変更することです。</p> <p>取消しは、議会の許可を必要としますが、訂正は議長の許可となります。</p>
<p>閉会 (へいかい)</p>	<p>議会を終了することです。これにより議会活動はできなくなります。</p>
<p>報告 (ほうこく)</p>	<p>専決処分、繰越明許費、公社等の事業計画・決算報告などの案件をいいます。</p> <p>専決処分は承認の手続きが必要となりますが、それ以外は受理という扱いになります。</p>
<p>傍聴 (ぼうちょう)</p>	<p>本会議で審議内容を聞くことです。</p> <p>美瑛町議会では受付をするだけで傍聴できます。委員会も原則公開することにしていきますので、傍聴することができます。また、審議内容が分かるように議案等の貸し出しを行っています。</p> <p>なお、傍聴人の会議を妨害する行為は禁止されており退場を命ずることがあります。</p>
<p>ら行</p>	
<p>臨時会 (りんじかい)</p>	<p>年4回の定例会（3月、6月、9月、12月）以外に臨時的に議会を開く必要がある場合に招集されます。</p> <p>臨時会は通常1日間の会期です。</p>

(平成23年4月1日議会事務局作成)